

所得税等の確定申告は正しくお早めに！

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期限、納期限は **3月16日(月)** まで
消費税及び地方消費税の申告期限、納期限は **3月31日(火)** まで

確定申告は**スマホ**からがおすすめです！



- ★ 所得税、決算書・収支内訳書、消費税(個人)の申告書が作成可能です。
- ★ 作成データや控えのデータをスマホに保存可能で、控えのデータは、いつでもどこでも確認ができます。
- ★ 来年の申告時も、保存されたデータを利用して作成することができますので、氏名、住所などの入力を省略することができます。

詳しくはコチラ>>

確定申告書等作成コーナー

検索



●申告相談会場への来場を検討されている方へ

申告相談会場では、ご自身のスマートフォンを利用した申告の指導を行っております。

また、マイナンバーカードによる申告を推奨しておりますので、下記のとおり、2種類のパスワードを確認の上、申告書の作成に必要な書類等を用意して、ご来場ください。

申告相談会場への入場には、入場整理券が必要です。入場整理券は当日券と事前のLINE予約があります。

なお、整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

※事前にマイナンバーカードのパスワードを確認してください。～2種類のパスワードが必要です～



① 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

② 署名用電子証明書(英数字6～16文字)

パスワードの初期化を行うためのスマートフォン及びコンビニのキオスク端末の利用方法はこちらをご覧ください(公的個人認証サービスポータルサイト)。

内 容	開設期間	申告相談会場	郵送の場合の 送付先
所得税及び復興特別所得税 (うち、譲渡所得及び山林所得)	2月16日(月)～3月16日(月) ※ 2月16、17、18、24、25日 3月2、3、9、10、11、16日	白 杵 税 務 署 1 階 大 会 議 室 ・土曜、日曜及び祝日を除く。 ・受付時間: 9:00～16:00 ・入場整理券がなくなり次第、受付終了	〒875-8686 私書箱第10号 白杵税務署
贈与税	※ 2月16、17、18、24、25日 3月2、3、9、10、11、16日		
消費税及び地方消費税	2月16日(月)～3月31日(火)		

※譲渡所得、山林所得及び贈与税に係る申告相談は、相談日を指定していますので、ご注意ください。

指定した日以外は、担当者不在のため、申告相談に対応することができませんので、ご注意ください。

●納税は確実に便利な口座振替をご利用ください

簡単な手続きで、預貯金口座から自動的に納税することができます。まだ利用されていない方は、ぜひ、今年の確定申告からご利用ください。振替納税による口座引き落とし日は、次のとおりです。



所得税及び復興特別所得税 4月23日(木)

消費税及び地方消費税 4月30日(木)

★国税に関するご質問やご相談は、国税庁ホームページのチャットボットやタックスアンサーなどをご利用ください。電話でのお問い合わせは、以下の番号にお問い合わせください。

国税専用ダイヤル ☎0570-00-5901

白杵税務署 ☎0972-63-8522(自動音声案内に従い、「0」又は「1」番を選択してください)